

「愛国小学校いじめ防止基本方針」

帯広市立愛国小学校

1. いじめ防止などの対策に関する基本的な方針

<基本理念> 「いじめは悪いこと」

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

児童は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活が送れるように、保護者その他の関係者との連携を図り、学校全体で、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

□校長 □教頭 □生徒指導部担当 □教務部担当 □学級担任 □養護教諭

<活動>

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

- ・ 取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・ 発見されたいじめ事案への対応

等

<開催>

○月1回の定例職員会議を定例会とする

(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)

○いじめ事案発生時は緊急開催する

3. いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

○日常的に、「児童と児童」「児童と教職員」「地域の人的ふれあい」を大切にする

① 学級

- ・ 自己有用感が得られる学級づくり

② 授業時間

- ・ 学びの約束(学習常規)の定着
- ・ 授業づくり(わかる授業・全ての児童が参加、活躍できる授業)
- ・ 校内研修と結びついたコミュニケーション能力の向上
- ・ 道徳の時間・学級活動の時間での指導徹底
- ・ 教師に不適切な指導が無いように細心の注意

等

③ 学校行事

- ・ 縦割り活動(異学年交流:運動会・学習発表会・農園活動等)

- ④ 児童会活動
 - ・全校ふれあいタイム・全校ふれあい給食・KOEタイム・あいさつ運動 等
 - ⑤ 地域との交流
 - ・愛国さくらまつり・夏祭り 等
 - ⑥ 落ち着いた学校風土
 - ・決まりを守る指導 等
 - ⑦ 保護者、地域の協力
 - ・懇談会、学校便り、学級通信等による啓発
- (2) いじめの早期発見
- ① いじめの調査等
 - ・児童対象いじめアンケート調査 6月、11月
 - ② 教職員による児童観察
 - ・日常の些細な変化への気づき、情報の共有、速やかな対応 . . . 記録の収集
 - ③ 保護者・地域による児童観察
 - ・生活に変化はないか
 - ・学校へ連絡していただける信頼関係が基本
 - ④ いじめ相談電話等、いじめ相談窓口の周知
 - ・カードの配布 等
- (3) いじめに対する措置
- ① いじめの事実があると思われる時は、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。
 - ② いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
 - ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ④ 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
 - ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を行う。
 - ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

4. 重大事案への対処（国が示したフローチャートに従う）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

※児童や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申立があったとき

- ① 重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5. 学校基本方針のPDCAサイクル

- 4月 ・本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 7月 ・第1回取組評価アンケート（学校評価の中で）
- 8月 ・改善点の確認
- 12月 ・第2回取組評価アンケート（学校評価の中で）
- 1月 ・改善点の確認
- 2月 ・活動の評価と次年度の計画